

2. 入院期間Ⅰ・Ⅱの設定方法の見直し

- 平成16年度改定において、悪性腫瘍に対する化学療法などの短期入院が相当程度ある分類については、通常の設定（25%タイル値）よりも入院期間Ⅰを短縮（5%タイル値）し入院初期の点数を高くする措置を講じたところである。（別添2参照）
- 平成18年度改定においては、短期入院が相当程度多い「脳梗塞」「脳出血」「外傷」等の分類についても同様の措置を設けることを検討してはどうか。

3. 包括対象患者の見直し

- DPCに関する基礎的データを収集するための調査期間の終了後に新規に保険に収載された薬剤等であって高額なものを使用する患者については、出来高算定とすることを検討してはどうか。

4. 包括評価の範囲の見直し

- 「基本方針」（平成15年3月閣議決定）においては、包括範囲はホスピタルフィー部分とすることを基本的考え方としており、現行の包括範囲については下表のとおりであるが、包括範囲の在り方については、診療報酬調査専門組織DPC評価分科会において技術的検討を行うこととし、その結果を踏まえ検討してはどうか。

〔現行の包括範囲〕

入院基本料、検査（内視鏡検査、診断穿刺・検体採取、病理診断、病理学的検査判断、選択的動脈造影カテーテル手技を除く）、画像診断（選択的動脈造影カテーテル手技を除く）、投薬、注射、1000点未満の処置料、手術・麻酔の部で算定する薬剤・特定保険医療材料以外の薬剤・材料 等

5. 対象病院の拡大について

○対象病院等の位置付けの明確化について

現行の「D P C対象病院」、「試行的適用病院」及び「調査協力病院」という位置付けについて、「D P C対象病院」及び「D P C準備病院」という位置付けに組み替えることを検討してはどうか。

○D P C対象病院について

現在の試行的適用病院62病院については、新たにD P C対象病院とした上で、現在の調査協力病院228病院のうち一定の基準を満たす病院についても、新たにD P C対象病院とすることを検討してはどうか。

○新たにD P C対象病院となる病院の基準について

新規にD P C対象病院となる病院の基準については、診療報酬調査専門組織D P C評価分科会において、急性期入院医療を提供する病院として具備すべき要件等に関する技術的検討を行うこととし、その結果を踏まえ検討してはどうか。

その結果、新たにD P C対象病院となる病院については、平成18年度改定後3ヶ月以内を目途として適用を開始することを検討してはどうか。

○D P C準備病院について

現在の調査協力病院228病院の中で新たにD P C対象病院とならなかった病院のうち、引き続きD P C対象病院となる希望のある病院についてはD P C準備病院とするとともに、平成18年度に新たにD P C準備病院となることを希望する病院については、上記D P C対象病院となる病院の基準を満たした病院のみをD P C準備病院とすることを検討してはどうか。

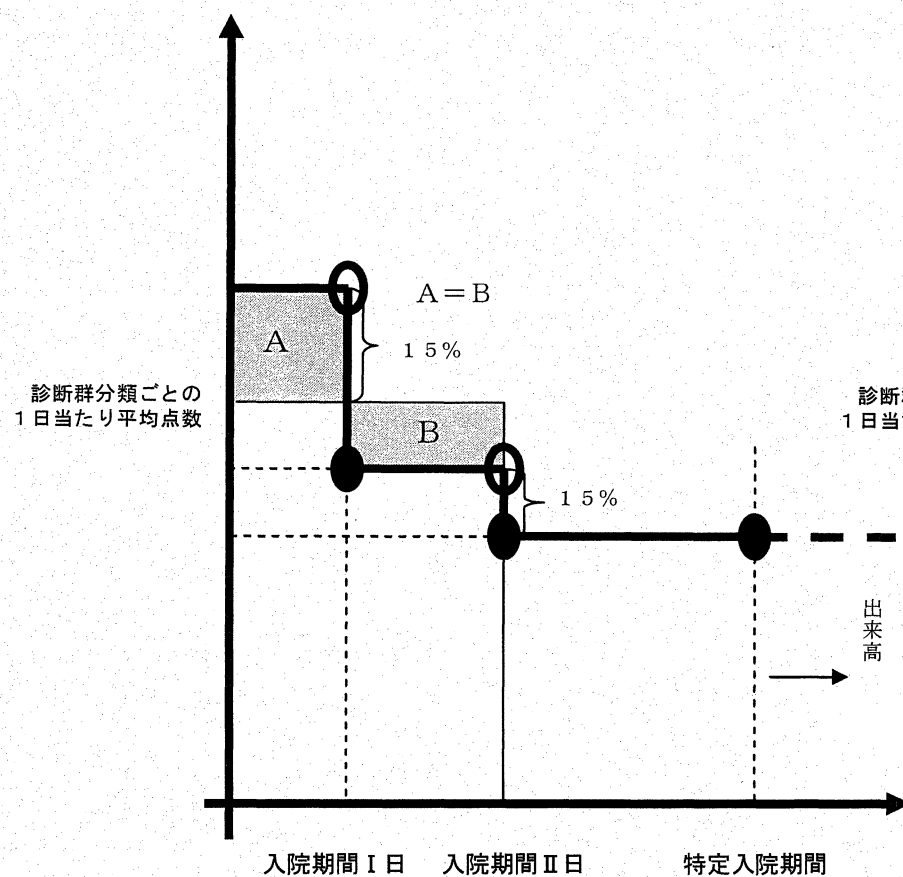
(別添1)

各MDCの分野

- | | |
|----|----------------------|
| 01 | 神経系疾患 |
| 02 | 眼科系疾患 |
| 03 | 耳鼻咽喉科系疾患 |
| 04 | 呼吸器系疾患 |
| 05 | 循環器系疾患 |
| 06 | 消化器系疾患、肝臓・胆道・膵臓疾患 |
| 07 | 筋骨格系疾患 |
| 08 | 皮膚・皮下組織の疾患 |
| 09 | 乳房の疾患 |
| 10 | 内分泌・栄養・代謝に関する疾患 |
| 11 | 腎・尿路系疾患及び男性生殖器系疾患 |
| 12 | 女性生殖器系疾患及び産褥期疾患・異常妊娠 |
| 13 | 血液・造血器・免疫臓器の疾患 |
| 14 | 新生児疾患、先天性奇形 |
| 15 | 小児疾患 |
| 16 | 外傷・熱傷・中毒、異物、その他の疾患 |

別添2

【通常の設定方法】



【短期入院の分類に関する設定方法】

